

## 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

### 1.制度の概要

要支援1、2及び要介護1の方は、その状態から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいため、原則として介護報酬は算定できません。（要介護2及び3の方も含まれる用具もあります。）

しかしながら、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する方については、例外的に給付が認められています。

したがって、軽度者に対し福祉用具の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの職員が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を十分に確認、検討することが必要になります。

以下には、例外給付の対象種目、南丹市に申請が必要な場合などを記載していますので確認してください。

### 2.例外給付の対象種目

種目	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
車いす及び同付属品	原則、保険給付の対象外 (例外給付の対象)		1	2	3	4	5
特殊寝台及び同付属品							
床ずれ防止用具及び体位変換器							
認知症老人徘徊感知器							
移動用リフト（つり具の部分を除く）							
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）							

### 3.変更点について

- ①平成30年1月確認分より、有効期間を1年とします。
- ②直近の認定調査票における基本調査の結果が、表1の例外給付の対象になる状態像に該当する場合は、理由書の提出を不要とします。

#### 4.例外給付の対象となる場合

##### ①認定調査票の基本調査の結果を確認する

まず、直近の認定調査票における基本調査の結果から、表1の状態像に該当するかを確認してください。

例) 特殊寝台及び同付属品の貸与の場合

表1を見ると、「日常的に起きあがり困難な者」もしくは「日常的に寝返りが困難な者」が例外給付の対象になる状態像であることがわかります。つまり、基本調査1-4もしくは1-3が「できない」になっていれば保険給付の対象になり得ます。

※南丹市への理由書の提出は不要です。

例外給付の対象になる状態像であることが確認できれば、サービス担当者会議等で必要性を検討したうえでサービスを利用してください。

##### ②基本調査の確認項目がない場合

「車いす及び同付属品」の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「移動用リフト」の「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査の結果がありません。

そのため、該当するかどうかの判断は、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントによって、ケアマネジャーが判断してください。

※南丹市への理由書の提出が必要です。

##### ③①の基本調査の結果を確認した結果、例外給付の対象にならない場合

基本調査の結果のみでは、例外給付の対象とはならない場合（例「1-3寝返りについて」が「2.何かにつかまればできる」）でも、下記のいずれの条件も満たした上で、南丹市の確認を受けた場合は例外給付の対象となります。

※南丹市への理由書の提出が必要です。

ア) 表2の(i)から(iii)のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。

イ) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要である旨が判断されている。

## ●医学的所見の確認

ケアマネジャー等は、アセスメントにより福祉用具の貸与が適切と考えた場合、次のいずれかの方法により医師の意見（医学的な所見）を照会し、表2の（i）から（iii）のいずれかに該当することを確認します。

### a) 担当のケアマネジャーが聴取した医師の所見

ケアマネジャーは医師から聴取した状態像（i）から（iii）の内容を明確に記載します。

※軽度者に対する福祉用具貸与にかかる医学的所見について（FAX照会）

### b) 要介護認定の主治医意見書

ケアマネジャーは利用者の同意を得て、主治医意見書の写しを南丹市から入手し、状態像（i）から（iii）のいずれかに該当することを確認します。

### c) 医師の診断書

①ケアマネジャーは適切なアセスメントに基づき、目的を明らかにした上で、医師に医学的な所見を照会します。

②ケアマネジャーは医師から提供された診断書に状態像（i）から（iii）の内容が明記されていることを確認します。

## 【医学的所見の確認について注意事項】

**記載例**：○「がん末期の状態悪化により短期間で起き上がりが困難な状況に至ると確実に見込まれ、福祉用具貸与の例外給付の状態像（ii）に該当する。」

×「特殊寝台が必要である」（福祉用具の必要性だけの記載）

## 5.南丹市への申請について

### ①提出書類

- ・福祉用具貸与が必要な理由書
- ・認定調査票（マークシート）（写）
- ・医学的な所見の確認書類（医師に聴取した所見の記録、主治医意見書（写）、診断書（写）等）
- ・サービス担当者会議の記録（写）
- ・ケアプラン 第1表、第2表（介護予防プラン（1）（2））（写）
- ・貸与する福祉用具のパンフレット（写可）

### ②提出時期

- ・サービス利用開始前に申請してください。
- ・新規で認定申請中かつ軽度者になる可能性のある利用者で、福祉用具の貸与を必要とする方についても、理由書の提出が必要です。医師の所見を確認した上で、提出をお願いいたします。なお、ケアプランは暫定プランでの提出となります。
- ・有効期間開始日は、申請のあった月の初日からとします。

### ③注意事項

- ・平成30年1月確認分より、有効期間を6ヶ月から1年に延長します。現在すでに福祉用具を貸与している方は、次回の申請から適用します。
- ・理由書の提出を忘れた場合、提出以前に遡っての給付は不可とし、利用者の自費負担となりますので、ご注意ください。
- ・確認通知書到着前であっても、利用者に対し自費負担の可能性を説明した上で、利用者の承諾があれば、貸与を行うことは可能です。